

西山美香さんの再審無罪判決を否定する滋賀県警への抗議声明

滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件で再審無罪判決を勝ちとった西山美香さんが、警察と検察の違法な捜査と訴訟活動の責任を明らかにするために提訴した国家賠償請求訴訟で、滋賀県警が無罪判決を否定する準備書面を提出していることが、9月16日に西山さんと弁護団の記者会見で明らかにされた。

滋賀県警は、準備書面の中で、「被害者を心肺停止状態に陥らせたのは、原告である」として西山さんを殺人犯と断じた。これは、確定した無罪判決を真っ向から否定するもので、汚名を晴らした西山さんの尊厳と人権を再び踏みにじるものであり、日本国民救援会は強く抗議する。

そもそも、本件の再審公判で検察は「新たな立証は行わない、裁判所に適切な判断を求め」と論告し、求刑もできなかった。それだけ、西山さんの無実は揺るぎないものであった。再審無罪判決は、事件性をも否定し、自白の信用性ととどまらず任意性も認めない画期的なものであった。判決は、取り調べの警察官が、軽度の知的障害がある西山さんから恋愛感情を寄せられていたのを熟知しながら、捜査機関のストーリーに合わせた自白を引き出す誘導をしたと断じた。さらに、警察、検察による恣意的な証拠の取り扱いも厳しく批判した。本件では、検察が187点もの証拠を弁護側に開示したのは再審開始確定後であり、その内の58点は警察から検察に送致されていない証拠であった。そのなかには、事件性を否定する「たん詰まりによる死亡の可能性」を指摘した鑑定医の報告書も含まれていた。警察は、検察にさえ重要な証拠を隠していた。本件は、このような警察による違法な捜査によって、作り上げられた冤罪事件である。

今回、原告の西山さんと弁護団の緊急記者会見によって、滋賀県や県警に対して抗議が寄せられ、9月17日に三日月大造県知事は会見を行い、28日には、滝澤依子県警本部長も県議会で「謝罪」に追い込まれた。滝澤県警本部長は、「無罪判決を重く受け止めており、その認識は変わらない」と述べながら、その一方で「書面の表現には不十分な点があり、今後丁寧に主張をしていく」とし、国家賠償訴訟で原告の西山さんや弁護団の主張に対して争う姿勢を変えていない。滋賀県警の対応は、自らの違法・不当な捜査によって、西山さんの自由と人生の中でも最も輝く青春時代を奪ったことを、いまだに微塵も反省していないと言わざるをえない。

日本国民救援会は、滝澤県警本部長が県議会で述べた「西山さんや関係者の心情を害し、お詫びする」という謝罪を単なる口先だけに終わらせずに、西山さんを犯人視した捜査を重大なこととして反省し、二度と冤罪を生み出すことがないように真摯な姿勢で臨むことを強く求める。さらに、準備書面は県警で作成され、県警本部長にも県政の最高責任者である知事にも報告されないまま提出されている。およそ市民常識では考えられないことである。このような事態がなぜ起こったのかを、滋賀県警は県民に対して明らかにする責任を負っている。説明責任を果たすことを強く求める。

日本国民救援会は、今回の西山さんに対する滋賀県警の度重なる人権侵害とともに、刑事裁判で確定した無罪判決を蹂躪する警察の不当な言動に強く抗議する。

2021年10月1日

日本国民救援会滋賀県本部
日本国民救援会中央本部